

フランスの経済拡大政策と問題点

1. はしがき

経済拡大政策を標榜し、戦後経済の再建に努力を続けたフランスは、1954～1955年にはいわゆる「インフレなき経済拡大」を謳歌するに至った。しかしこの拡大には多くの無理が内蔵されていたため、わずか1年余にしてフランス経済は遂にフランの実質的切下げというフランスが従来最も恐れていた手段に訴えなければならぬ窮地に追い込まれ、しかも今後の見通しは楽観を許さない状態となつている。

以下こうしたあわただしい変貌を示した最近のフランスの経済情勢を回顧し、その問題点を考察してみることにする。

2. 経済拡大政策の要請

フランス経済は第2次世界大戦前、すでに生産設備の老朽化、生産性の低位（英国の2分の1といわれた）、企業規模の弱小、価格の割高などの諸問題をかかえていたが、さらに国土を戦場とした第2次大戦によつて生産設備、輸送能力などに痛烈な被害を受け、経済活動は極度の混乱に陥つた。損害額は1951年価格で30兆フランないし35兆フランといわれるが、戦前（1938年）を基準とする鉱工業生産指数が1943年に51に低下し、翌1944年には33まで落ちていることからみても、軍事的には勝利に終つた第2次大戦が、経済的にはいかに大きな打撃をフランスに与えたかを知ることができよう。

このような戦後の荒廃から脱するとともに、すでに戦前にも現われていたその工業的遅れをも取戻して大国としての地位を維持するため、積極的な経済拡大政策の推進が強く要請された。

こうした事情から政府は「設備近代化計画」なる長期計画を実施することになつた。これが初代の計画委員長ジャン・モネ氏の名を冠して通常モネ・プランと称されるものである。

第1次近代化計画は1947年から50年までの4か年計画であつたが、その後1953年まで延長された。それは戦災を受けたフランス経済の復興を主眼とし、そのため主として電力、石炭、鉄鋼、セメント、運輸など基礎産業の建直しに努力が集中された。その結果は必ずしも満足すべきものではなかつたが一応の復興を達成し、さらに1954年からは第2次近代化計画が行われた。第2次計画では基礎産業のみでなく製造工業、農業、建築をはじめ科学技術の研究、新生産方式の導入など経済活動全般の発展を図り、計画終期の1957年までに国民所得を25%増加することを目標とするものである。しかしこの第2次計画は計画終期を待たずに1957年から第3次計画に引継がれることとなつた。第3次計画では1961年までに工業生産を1954年比45%増加し、農業生産を同じく25%増加、国民生活水準を年4%上昇せしめ、農業と工業の生産性をそれぞれ年4.5%および4%向上せしめることを目標として謳つている。

こうした近代化計画は、たとえば第2次計画が1954年以降を対象としながら、計画案が国民議会の承認を得たのは1955年5月であり、今年から行われているはずの第3次計画はいまだ議会に提出されていないことから知られるように、必ずしも計画通りには実施されていないし、経済復興活動も計画通りには行われていない。フランスの近代化計画はその実行具体化を直接期待するよりも、フランス経済の長期的発展の指針を与える点に意味があるのであつて、こうした長期的基本方針の下に歴代の政府は具体的な政策を進めているわけである。すなわち、経済拡大政策を最も明瞭に打ち出したのは、1954年2月第2次近代化計画と時を同じくして行われたフォール蔵相の「経済拡大18か月計画」（18か月間に生産および国民所得を1953年比10%引上げる）であるが、次いで1954年7月マンデス・フランス内閣の「経済社会再建計画」（政府は経済拡大の促進、国民所得の増大

などに必要な措置を政令で実施する特別権限を認められ、企業転換、金利引下げ、生産性向上運動など広範な政策を行う)、1955年2月、フォール内閣の経済再建策(1955~57年に1兆フラン余の財政投資を行い重要産業の開発を図る)、1956年2月モレ内閣の第3次近代化計画による経済拡大政策続行意図の表明など一貫して拡大政策が採られてきた。

3. 拡大政策と財政

急速な経済拡大を図るためには老朽設備の更新近代化などに巨額の投資を必要とする。しかるにフランスの一般国民は古くから貯蓄を金または優良外貨の形で保蔵する性向が強く、民間資金を動員するにも償還価格を物価あるいは生産高などにスライドさせる有利な債券発行方法によらなければ

ばならない実情にあり、積極的投資意欲に乏しい。このため経済の復興を民間の投資にまっついては容易に拡大政策の効果を期待しえない状況にあつた。かくて政府は戦前行つた鉄道国有化にならない、1944~45年に石炭、電力、ガス、自動車(ルノー)など基幹産業の国有化を行つたが、その他諸産業にも財政投資ないし補助金供与などが行われ、拡大政策の推進に財政は大きな役割を演ずることとなつた。第1次近代化計画では投資の46%が財政資金でまかなわれたといわれる。

このように拡大政策は財政上大きな負担となつているが、さらにインドシナ戦争、アルジェリア戦争と相次ぐ軍事支出の増嵩が加わり(アルジェリア軍事費は現在1日当り10億フラン余の膨大な財政負担となつている)、フランスの財政は年々赤字を続け、しかもそれが増大する傾向を示してきた。

フランスの財政状況

(単位、10億フラン)

区 分	1954年	1955年	1956年	1957年	1958年
I 一般予算収支					
(1) 歳出					
経常支出	1,748	1,927	2,318	2,498	2,768
資本支出	299	383	411	433	517
戦災補償費	313	277	236	210	223
軍費	1,113	1,056	1,250	1,307	1,300
(内 アルジェリア 予 臨時軍事費)		(48)	(315)	(378)	
予備計				50	
	3,473	3,643	4,215	4,498	4,808
(2) 歳入計	3,075	3,217	3,622	4,006	4,445
(内 アメリカ援助)	(105)	(105)	(45)	(—)	(—)
(3) 一般予算歳出超	398	426	593	492	363
II 一般予算外庫支出					
経済復興基金		200	200	177	270
標準住宅建設資金		107	107	120	155
特別勘定		70	95	74	40
計	247	377	402	371	465
III 総支出 ((1) + II)	3,720	4,020	4,617	4,869	5,273
IV 総支出超過 (III - (2))	645	803	995	863	828

(注) 1954~50年は実績。1957年は2,500億フラン削減後の予算。1958年は6,000億フラン削減後のガイヤール歳相案。

財政赤字の補填はもっぱら国債に頼り、国債消化を促進するため市中銀行に対して預金の一定割合の国債保有を強制する(注)一方、長期債については償還価格を金あるいは一般物価などにスライドさせる特別約款付国債の発行を行い、かろうじて所要資金を調達している。特別約款付国債は、1952年ピネー内閣の行つた償還価格をナポレオン

金貨相場にスライドさせるいわゆるピネー国債に端を発し、近くは昨年9月アルジェリア軍事費調達のため発行した長期債がある。これは償還価格をパリ証券取引所の株式・社債指数にスライドさせる条件が好評を博し、予定の発行額1,500億フランに対し3,200億フランの応募を得る成功を収めたが、今年3月発行をみた額面の10%の割増金

を付し、割増金を株式指数にスライドさせることとした特別約款付国債はわずか 843 億フランの消化にとどまった。

こうした国債の発行方法は将来大きな負担を生ずる点で問題があるものの、当面緊急を要する資金調達のために行われてきたのであるが、最近に至りこの種国債の消化そのものが困難となつてきたわけである。かくて政府は 6 月 26 日フランス銀行と協約を結び、同行に 3,500 億フランの対政府特別貸付枠を新設し、財政赤字を直接フランス銀行信用によつて補填することとなり、財政インフレの様相を濃化するに至つている（フランス銀行対政府特別貸付は 8 月末現在すでに 3,100 億フランに達し、同行の従来の政府貸付と合わせると対政府信用は 9,684 億フランにのぼる）。

(注) 1948 年 10 月 1 日以降、市中銀行は同年 9 月末現在の国債保有額の 95% とその後の預金増加額の 20% 相当額の国債を保有することとされ、現在は 1946 年 7 月 19 日の改正で預金の 25% 相当額の国債を保有することに強化されている。

4. 拡大政策と金融

拡大政策の基本方針の下にフランス銀行公定歩合は、国内インフレ傾向の濃化、列国の公定歩合引上げの動きにもかかわらず 1954 年 12 月以来、去る 4 月の引上げまで 2 年余の間 3% に据置かれた。これはスイスを除けば西欧主要国のうち最も低い公定歩合であつた。この間の事情について、フランスの金融政策はフランス銀行の商業手形再割引限度制度(注)と市中銀行に対する国債強制保有制度とを主要手段としており、この 2 制度によつて

資金量を直接統制しているの、公定歩合操作はフランスにおいては二次的な意味を持つにとどまるからであるとの説明が一般になされてきた。しかし国債強制保有制度は金融政策としてよりは、財政赤字補填のための国債消化政策としての性格が強いものであることはすでに述べた通りであり、フランス銀行の再割引限度制度も最近は大きな効果を持たなくなつてきた。すなわちフランス銀行の再割引限度額は漸次拡大され、1948 年本制度設定時の総枠 1,860 億フランは 1957 年末には 6,120 億フランに増額されているほか、再割引限度を越える罰則金利で再割を受けるものが増加していた。さらに輸出引当手形、穀物手形のほか、モネ・プラン関係資金調達のための中期信用手形は再割引限度の適用を受けないため、拡大政策の推進とともに中期信用手形再割引が圧倒的ウエイトを持つようになった最近の情勢では、再割引限度制度の効果はきわめて小さなものとなつてきているのである。

要するにフランス銀行は経済拡大政策の一翼を担うため中期信用手形については無制限に公定歩合で再割引に応ずることとなつてきているため、その再割引残は 1950 年末の 580 億フランから今年 8 月末には 1 兆 2,510 億フランと約 22 倍の激増を、またその対民間信用合計に占める比率も 1950 年のわずか 10% から最近 55% へと増大し、これを除外した信用引締手段はほとんど意味がないわけである。

かくて信用引締手段としては、中期信用手形その他を包括的に対象とする公定歩合操作が採られねばならないわけであるが、高金利は経済拡大を害するとの判断の下に去る 4 月の公定歩合引上げ

フランス銀行対民間信用の推移

(単位、10 億フラン)

区 分	1950 年末		1955 年末		1956 年末		1957 年 8 月	
		%		%		%		%
割 引 手 形	427	73.6	1,287	84.9	1,785	84.9	1,938	85.2
{ 一 般 手 形 穀 物 手 形	335	57.7	624	41.2	750	35.7	681	29.9
	34	5.9	44	2.9	31	1.5	6	0.3
中 期 信 用 手 形	58	10.0	619	40.8	1,004	47.7	1,251	55.0
貸 付	16	2.8	24	1.6	29	1.4	29	1.3
国 債 買 入	137	23.6	204	13.5	289	13.7	307	13.5
計	580	100.0	1,515	100.0	2,103	100.0	2,274	100.0

までの間一貫して低金利政策が採られてきたことは前述した通りであり、過度の国内購買力の抑制手段としてはわずかに賦払信用の引締めが行われる程度にとどまった。賦払信用制度の未発達なフランスにおいては、これは大きな意味を持たず、フランスの金融は全く拡大政策に奉仕したと云うことができる。

(注) フランス銀行は市中各行別に再割引の枠を定めている。これは1948年10月に創設され、当時は原則として枠を越える再割引を認めず、やむをえない場合、枠の10%までの超過については短期間に限り公定歩合の1.5%高の罰則金利で再割引を認めた。1953年9月以降この罰則金利は公定歩合の2%高とされ、本年4月以後は前記枠の10%をさらに越える再割引も認めることとなった。この場合の金利は総裁決定事項となっているが、現在公定歩合の4%高程度が適用されている模様である。

5. 拡大政策の成果と行詰り

前述のように財政と金融の2本の脚に支えられて、フランス経済はともかくも拡大の方向をたどり、第2次近代化計画の発足した1954年以後は鉱工業生産指数において下表の通り、毎年約10%の増加率を示すに至っている。

鉱工業生産指数

(1952年=100)

1953年	1954年	1955年	1956年	1957年3月	6月
101	111	121	134	146	152

これを主要品目の生産状況についてみれば次表の通りで、1956年の生産量は1953年比自動車の66%増、鉄鋼の33%増などめざましいものがある。

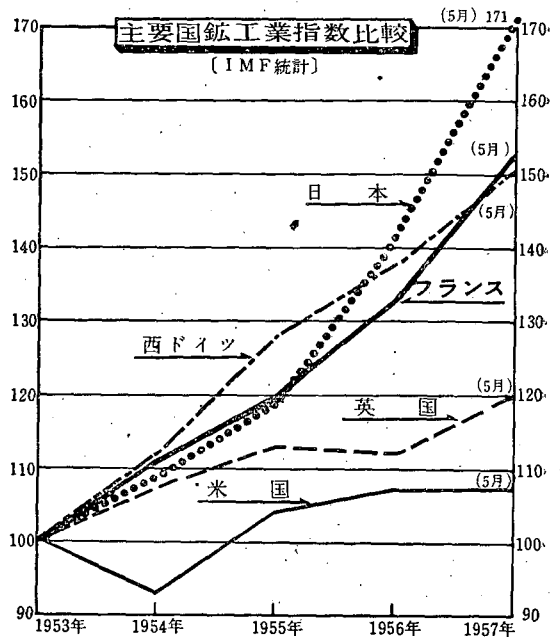
主要品目の生産状況

区 分	電力	石炭	鉄鉱石	粗鋼	セメント	自動車
1953年	10億キロワット時 41.6	千トン 52,588	千トン 42,400	千トン 9,997	千トン 9,227	千台 498
1954年	42.8	56,300	43,800	10,627	9,370	600
1955年	49.5	57,357	50,300	12,592	10,570	725
1956年	53.8	57,380	52,700	13,398	11,190	827
1953年比 増加率(%)	+29.3	+9.1	+24.3	+33.0	+21.3	+66.1

現在さらに 3,500 億フランを投入して1961年ま

で17百万トンの生産を達成せんとする鉄鋼増産計画、同じく1961年まで65百万トンの生産を行わんとする石炭増産計画、またそのころのフランスの推定原油需要見込年36百万トンの25%を自給せんとする大規模なサハラ砂漠石油開発などの諸計画が進められている。

なお1953年を基準とする世界主要国の生産増加状況をみると次図の通り、フランスは最近西ドイツを抜いて西欧では最高の上昇率を示している。



以上の諸指標からみてフランスの経済拡大政策が拡大の面において一応の成功を取めたことはいなめないところである。しかしながら、このような急速な拡大はフランスの経済力を越えるものがあり、やがて貿易収支の悪化を主因として行詰りに逢着することとなった。この間の事情は概要次の通りである。

1954~55年ごろの生産増加は、もちろん前述した拡大政策による設備の近代化、生産性の向上などに負うものであるが、他面戦後の経済活動の沈滞により遊休状態にあつた設備の稼働、原材料在庫の利用によつた面を見のがすことはできず、したがつて比較的容易に生産増加が可能であつた。たまたま当時西欧諸国が全般的に好況にあつたことからフランスの輸出も好転し、米国からの援助に支えられて1955年末には金・外貨保有は19.8億

ドルに達し、ここにいわゆる「安定の中の拡大」を達成したわけである。しかし生産活動の活発化は雇用の増加から賃金の上昇を招き、賃金の上昇は従来フランス人の消費水準が低かつたことから、もつぱら消費購買力となつて国内消費を盛んにし、賃金コスト高による商品価格の国際的割高と相まつて輸出を阻害した。他方生産増加に伴う輸入原材料への需要増加と投資増大に伴う資本財の輸入から、輸入は急増して貿易収支の悪化を見た。

(1956年々間輸入対前年比 20.3%増、輸出 6.5%減)

こうした事情に加えて、1956年々初フランスを襲つた寒波は農作物に甚大な損害をもたらし、これが食料品価格の急騰を招くとともにフランスを従来の食料品輸出国から輸入国に転落せしめ(1955年出超 509億フラン、1956年入超 522億フラン)、物価騰貴と貿易収支悪化に拍車をかけることとなつた。一方アルジェリア紛争の長期化はようやく労働力の不足問題を生じ、さらに中東動乱が原油需要の90%を中東に仰ぐフランスに大きな打撃を与えるなど、不測の経済攪乱要因に見舞われ、1956年から表面的な生産の増加にもかかわらず、その内部的困難は漸次増大し、特に貿易収支面から急速に悪化の道をたどることになつたわけである。

政府はこうした経済情勢を前にして、物価賃金対策としては1957年7月物価凍結令を発して強制的に物価の釘づけを図つた。それでもなお上昇する物価の動きに対しては、小売物価指数計算の対象となる213品目について価格補助金ないしは間接税減免措置を講じて指数の上昇を抑え、同時にこの指数の上昇にスライドすることとなつている法定最低保証賃金の改訂回避をねらつた。また貿易収支改善策としては輸入補償税の課税、輸出に対しては補助金の支給、税金・社会保障負担の払戻制度など、いずれもきわめて姑息な手段を講ずるのみで、根本的な解決策を採ることを怠つた。しかもフランスの適正外貨保有量が約15億ドルとされるのに対し、1955年末の金外貨保有が約20億ドルにも達したことに気を許し、政府は1956年々初の冷害による食料品高騰に対しては輸入増によつて価格の引下げを図り、また経済拡大をまかな

うための輸入増も、やがて生産増加による輸出増によつてカバーされるとの安易な見通しの下にこれを放任する誤りを犯した。

かくて1955年末20億ドルに接近した金・外貨保有は1956年の年末には12億ドルに激減、今年3月には10億ドルを割るに至つた。このころになつて政府はようやく従来の政策の誤りを認め、本年1月貿易収支改善策の基本方針を決定、2月に国産品愛用運動の展開と海外渡航者持出外貨制限強化(1人1年7万フランを3.5万フランに削減し、これに印紙税を課す)、3月には OEEC 地域輸入自由化商品に対する臨時輸入補償税の引上措置(一率15%へ)、輸入品価格の25%の輸入保証金徴収、輸入ライセンス有効期間の短縮(6か月から3か月に)、4月には外国人旅行者のホテル代金外貨支払優遇制度創設(15%割引)、輸出増進に関する政府と業界との協約締結(主要自動車会社5社は増産の3分の2を輸出増加に向けることとなる)、フランス銀行公定歩合の引上げ(3%から4%へ)と輸出引当手形再割引優遇措置(3%)の決定、6月には輸入保証金率引上げ(25%より50%に)、輸入自由化率適用の停止など相次いで貿易収支改善措置を講じた。

しかしながら、これら諸措置は概してその場その場の糊塗策のうらみが強く、目立つた効果を挙げえなかつた。すなわち、本年上半期の貿易収支の赤字は3,218億フランと去年同期を83%上回り、これが決済のため外貨は減少の一途をたどつて5月初めにはフランス銀行の為替安定基金貸付(為替安定基金が市中から外貨を買取る場合のフラン資金の貸付で、同基金の外貨保有を反映する。1955年末残高2,000億フラン)は零となり、6月には昨年10月 IMF から承認された262.5百万ドルのスタンバイ・クレジットも使い果し、同月末には為替安定基金の秘密保有外貨もいよいよ枯渇する有様となつた。かくて6月26日為替安定基金は、フランス銀行からその保有金の約3分の1の1,000億フラン相当の金を借入れ当面の決済に充てることとなつた。しかしこの金も9月末には無くなることが予想されたためフラン切下げ説が強まり、8月5日パリ市場におけるフラン価は対ドル436フランと3年来の安値に落ち込み、

同月10日遂に政府はフランの実質的切下げ措置（調査月報前月号参照）を講ずるのやむなきに立ち至つた。

フランスの金・外貨保有高推移

(単位、10億フラン)

区 分	金	外 貨	為替安定基金貸付	為替安定基金貸付	合 計	ドル換算
1955年12月	301.2	200.0	192.4	...	693.6	億ドル 19.8
1956年 3月	301.2	178.2	181.1	...	660.5	18.8
6月	301.2	143.7	178.3	...	623.2	17.8
9月	301.2	106.3	136.3	...	543.8	15.5
12月	301.2	49.2	71.6	...	422.0	12.0
1957年 3月	301.2	22.7	19.1	...	343.1	9.8
4月	301.2	11.7	6.8	...	319.8	9.1
5月	301.2	11.7	0	...	313.0	8.9
6月	201.2	11.7	0	100.0	313.0	8.9
7月	201.2	11.7	0	100.0	313.0	8.9
8月	201.2	11.7	0	100.0	313.0	8.9

(注) フランス銀行勘定による。

為替安定基金貸付の金は実際にはすでに相当使用されているはず。

6. 今後の問題点

実質的平価切下げが輸入抑制と輸出増加の効果を有することは疑いない。しかしフランスのごとく、重要物資の海外依存度が高く輸入需要が絶対的に強い場合には、輸入物資の高騰がやがて国内一般物価の騰貴を招き、これが従前と全く同様な悪循環の因となつて第2の切下げを必要とするに至る危険なしとしない。

政府はこうした事態を避けるため、今回の為替措置では重要原材料の輸入は旧レートで行いうる道を開き、その輸入価格の上昇を避けることとしたが、この為替措置と呼応じて8月12日にはフランス銀行公定歩合を4月の引上げに次いでさらに1%引上げて5%として信用引締めを強化、さらに8月26日にはあらためて物価を7月末の水準に固定する物価凍結措置（昨年凍結令はこれと同時に廃止）を採つた。

これら諸措置がいかなる効果を持つかは、いま暫くの時を必要とすると思われるが、実施後旬日の動きでは為替安定基金の外貨は1955年以来はじめて増加に転じている。去る4月の公定歩合引上げではほとんど効果がみられなかつたフランス銀行の金融引締政策も、今回の公定歩合再引上げにより長年の低金利政策からの転換が明瞭となつたため、2日前に行われた再割引限度の第2回目の10%削減措置（調査月報前月号参照）と相まつてようやく対民間信用の減少傾向となつて現われてきている。こうした動きから政府筋では今回の諸措置はフランス経済の立直りにかなりの効果を持つものとみて、今後を楽観する空気が強い。

しかしながら、現在の外貨事情の好転はフランスの実質的切下げ措置により従来切下げを恐れて決済を繰り延べていた輸出代金が一時に決済されたことなどによる点が大きく、貿易収支が基本的に好転したとみるには疑問がある。また8月にはすでに法定最低賃金が引上げられ、今後全般的賃金水準上昇の危険をはらんでおり、物価凍結も昨年7月の例からみて余り大きな期待はかけられない。特に注意を要することは、政府が依然従来の拡大政策の基本方針を変更していないことで、前記フランス銀行対民間信用の減少傾向も内容を検討すれば設備資金をまかなうための中期信用手形の再割引は引続き増加している。経済拡大政策を維持しつつ現在のフランス経済の健全化を図ることは困難とみるほかはなく、今回の経済再建諸措置は当面の危機を緩和する程度の効果はあろうが、これにより長期的安定を得るにはまだ不十分と思われる。今回の為替措置が採られる直前1ドル420フラン程度にあつたパリ市場におけるフラン物価が、公定相場の事実上420フランへの引下げ後、さらに440フラン合に低下していることはこうした不安を反映しているものと言えよう。

かくて今後の長期的安定を達成するためには糊塗的手段を排し、あくまで財政の均衡と金融の引締めという抜本的方策により経済拡大政策の行過ぎは正を凶らざるをえないのではあるまいか。